

令和5年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年9月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和5年9月21日 午前10時00分			議 長 辻 浩 一	
	散会	令和5年9月21日 午前10時23分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	水 山 洋 輔	出	9番	宮 崎 良 平	出
	2番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4番	阿 部 愛 子	出	12番	森 田 明 彦	出
	5番	山 口 卓 也	出	13番	芦 塚 典 子	出
	6番	諸 上 栄 大	出	14番	田 中 政 司	出
	7番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	山 口 虎 太 郎	出	16番	辻 浩 一	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	村 上 大 祐	市 民 課 長	
	副 市 長	早 瀬 宏 範	健康づくり課長	
	教 育 長	杉 崎 士 郎	統 括 保 健 師	
	行政経営部長	永 江 松 吾	子育て未来課長	
	総合戦略推進部長	三 根 竹 久	福 祉 課 長	
	市民福祉部長	小 池 和 彦	農業政策課長	
	産業振興部長	井 上 章	茶業振興課長	
	建 設 部 長	井 上 元 昭	観光商工課長	
	教 育 部 長	山 本 伸 也	建 設 課 長 兼 農林整備課長	
	観光戦略統括監	近 藤 光 則	新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長		環境下水道課長	
	財 政 課 長	中 村 忠 太 郎	教育総務課長	
	税 務 課 長		学校教育課長	
	企画政策課長	松 本 龍 伸	会計管理者兼 会 計 課 長	
	広報・広聴課長		監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		農業委員会事務局長	
SAGA2024 推 進 課 長		代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒 井 八 重 美		

## 令和5年第3回嬉野市議会定例会議事日程

令和5年9月21日（木）

本会議第6日目

午前10時 開議

- 日程第1 発議第4号 インボイス制度の卸売市場特例及び茶改植等支援事業への要望に関する意見書について
- 日程第2 討論・採決
- 議案第32号 嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 嬉野市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 字の区域の一部廃止について
- 議案第39号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について
- 議案第40号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第41号 令和5年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 発議第4号 インボイス制度の卸売市場特例及び茶改植等支援事業への要望に関する意見書について

---

午前10時 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1に入ります前に、執行部のほうから9月11日の増田朝子議員の議案質疑に対する追加の答弁がありますので、発言を許可いたします。企画政策課長。

○企画政策課長（松本龍伸君）

おはようございます。議案第40号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）にかか  
る増田議員の議案質疑において、2款1項17目．庁舎等整備費、14節．工事請負費に予算計  
上しておりました嬉野第2庁舎解体事務所移転に伴う電話ネットワーク回線移設741万7,000  
円の施設別の予算についてお尋ねがあつておりましたので、追加答弁させていただきます。

全体といたしまして、741万7,000円でありまして、まず嬉野文化センターに関わる分、電  
話設備ネットワークを合計して647万円です。それと、民間の賃貸施設を予定しております  
けれども、建設業会館、この分につきましては合計で93万5,000円、それと、保健センター  
ですけど、これは電話の回線設置費用、この分が1万2,000円、合計で741万7,000円という  
ことでございます。

なお、この件に関する詳細資料を別に提出させていただいておりますので、併せて御確認  
をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

議案質疑の追加答弁については以上の内容です。よいでしょうか。

日程第1．発議第4号 インボイス制度の卸売市場特例及び茶改植等支援事業への要望に  
関する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

皆さんおはようございます。

---

発議第4号

インボイス制度の卸売市場特例及び茶改植等支援事業への  
要望に関する意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第  
1項の規定により提出する。

令和5年9月21日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

---

提出者は私、嬉野市議会議員田中政司、賛成者は嬉野市議会議員外、議員全員であります。  
理由といたしまして、嬉野市の基幹産業である茶業の振興と後継者育成を図るため、国の  
制度に対し意見書を提出する必要があるためであります。

それでは、意見書（案）を読み上げます。

---

インボイス制度の卸売市場特例及び茶改植等支援事業への  
要望に関する意見書について（案）

近年の茶産地を取り巻く茶業情勢は、茶価格の低迷、資材や燃料の高騰による生産コストの上昇、生産者の高齢化や後継者の不足と依然として厳しい状況が続いています。

しかしながら、茶農家やJAなど関係者の日頃の並々ならぬ御努力により、本年福岡で開催の全国茶品評会審査会においては、蒸し製玉緑茶の部、釜炒り茶の部で嬉野市がそれぞれ産地賞1位、また個人の部においても、嬉野市の農家がそれぞれ1位の農林水産大臣賞を受賞しました。関係者各位に敬意を表するとともに、国の様々な茶業支援策に対し感謝をいたします。

このような中、小規模の茶農家が多い嬉野市の茶生産振興、後継者育成等については課題も多く、茶産地としての存続を危惧するところです。

このことから、下記の2点について意見書を提出し要望いたします。

記

1. 西九州茶農業協同組合連合会のインボイス制度卸売市場特例の対応について

静岡茶市場や鹿児島茶市場、他数件の茶市場では卸売市場特例が適用されるようだが、「うれしの茶」の取引市場である西九州茶農業協同組合連合会では、年間の入札回数等の要因で卸売市場特例の適用が対象外となっている。

当産地の市場出荷者は高齢の農家や小規模農家が多く、そのような農家が「うれしの茶」を担っているといっても過言ではない。また共同の製茶工場においては、製茶工場名で荒茶を市場に出荷するため、組合員の全員がインボイスの登録をしなければならず、組合内において意思の統一が難しい状況で、工場存続の危機に陥っている。

全国的に見た場合、同じ茶を生産する農家から見れば、その出荷先の市場の大きさ等で国の制度に違いがあるのは不公平だと言わざるを得ない。

以上のような理由により、西九州茶農業協同組合連合会への卸売市場特例の適用を強く要望する。

2. 茶改植等支援事業の中山間地地域での補助額のかさ上げについて

嬉野市内の茶生産現場の多くは中山間地帯にあり、基盤整備が出来ていない圃場や高樹齢の茶樹も多く作業性や収量・品質が落ち込んでいる。

そのような中、当地域では若手後継者を中心に、国の茶改植等支援事業を活用し、毎年約5ヘクタール程度の茶園の植え替え（改植）を行っているが、中山間地域故に基盤整備に多大の時間や資金が必要な上に、整備による園地の歩留まりも著しく低いのが現状である。

茶改植等支援事業においては、整備後の植え付け面積で補助額を算出する為、平坦地の茶園改植と比較すれば非常に厳しい条件になっている。

以上のような理由により、嬉野市のような中山間地域における茶改植等支援事業の補助に

については、産地の継続や後継者育成等の観点からも、補助額のかさ上げを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月21日

佐賀県嬉野市議会

---

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長の各大臣であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第4号につきましては委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、発議第4号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから発議第4号について質疑を行います。追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告書なしでの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第4号の質疑を終わります。

日程第2. 討論・採決を行います。

それでは、議案第32号 嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

議案第32号について採決をいたします。議案第32号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがつて、議案第32号 嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例については可決いたしました。

次に、議案第33号 嬉野市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。

議案第33号について採決をいたします。議案第33号を原案のとおり決定することについて

賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第33号 嬉野市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第34号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

議案第34号について採決をいたします。議案第34号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第34号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例については可決いたしました。

次に、議案第35号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

議案第35号について採決をいたします。議案第35号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第35号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については可決いたしました。

次に、議案第36号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。

議案第36号について採決をいたします。議案第36号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第36号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については可決いたしました。

次に、議案第37号 嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。

議案第37号について採決をいたします。議案第37号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第37号 嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については可決いたしました。

次に、議案第38号 字の区域の一部廃止についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第38号の討論を終わります。

議案第38号について採決をいたします。議案第38号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第38号 字の区域の一部廃止については可決いたしました。

次に、議案第39号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第39号の討論を終わります。

議案第39号について採決をいたします。議案第39号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第39号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更については可決いたしました。

次に、議案第40号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第40号の討論を終わります。

議案第40号について採決をいたします。議案第40号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第40号 令和5年度嬉野市

一般会計補正予算（第4号）については可決いたしました。

次に、議案第41号 令和5年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第41号の討論を終わります。

議案第41号について採決をいたします。議案第41号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第41号 令和5年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第1号）については可決いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで諮問第2号の討論を終わります。

諮問第2号について採決をいたします。諮問第2号を原案のとおり適任であることについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで諮問第3号の討論を終わります。

諮問第3号について採決をいたします。諮問第3号を原案のとおり適任であることについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで諮問第4号の討論を終わります。

諮問第4号について採決をいたします。諮問第4号を原案のとおり適任であることについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と答申することに決定いたしました。

次に、発議第4号 インボイス制度の卸売市場特例及び茶改植等支援事業への要望に関する意見書についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号について採決をいたします。発議第4号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第4号 インボイス制度の卸売市場特例及び茶改植等支援事業への要望に関する意見書については可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前10時23分 散会